

第百八十三回  
国会

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第五号

平成二十五年五月二十七日(月曜日)

正午開会

委員の異動

四月十八日

辞任

齋藤 嘉隆君

田城 郁君

藤本 祐司君

藤原 正司君

はた ともこ君

四月十九日

辞任

青木 一彦君

赤石 清美君

三原じゅん子君

五月九日

辞任

吉田 博美君

辞任

梅村 聡君

辻 泰弘君

藤田 幸久君

岡田 広君

山東 昭子君

西田 昌司君

五月二十七日

辞任

鈴木 寛君

補欠選任

藤末 健三君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

森木 利治君

足立 信也君

委員

有田 芳生君  
芝 博一君  
磯崎 仁彦君  
岩井 茂樹君  
山崎 力君  
荒木 清寛君

江崎 孝君  
江田 五月君  
大野 元裕君  
小見山幸治君  
榛葉賀津也君  
田城 郁君

津田弥太郎君  
広田 一君  
藤末 健三君  
赤石 清美君  
江島 潔君

岸 宏一君  
佐藤ゆかり君  
高階恵美子君  
中川 雅治君  
藤川 政人君

松村 祥史君  
丸川 珠代君  
三原じゅん子君  
宮沢 洋一君  
長沢 広明君

西田 実仁君  
小野 次郎君  
中西 健治君  
佐藤 公治君  
井上 哲士君

舟山 康江君

発議者 逢沢 一郎君

発議者 岩屋 毅君

発議者 北側 一雄君

発議者 大口 善徳君

発議者 泉 健太郎君

発議者 塩川 鉄也君

発議者 玉城デニー君

発議者 吉川 元君

国務大臣 総務大臣 新藤 義孝君

副大臣 総務副大臣 坂本 哲志君

最高裁判所長官代理者 岡 健太郎君

最高裁判所事務 総局家庭局長 塩見 政幸君

事務局側 常任委員会専門 員 田村 公伸君

常任委員会専門 員 米田耕一郎君

政府参考人 総務省自治行政 局選挙部長 須江 雅彦君

総務省統計局長 萩本 修君

法務大臣官房審 議官

本日、の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選

挙法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(森木利治君) ただいまから政治倫理の

確立及び選挙制度に関する特別委員会を開会いた

します。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十四日までに、はたともこ君、藤本祐司

君、齋藤嘉隆君、藤原正司君、青木一彦君、吉田

博美君、岡田広君及び西田昌司君が委員を辞任さ

れ、その補欠として佐藤公治君、榛葉賀津也君、

津田弥太郎君、江崎孝君、中川雅治君、藤川政人

君、江島潔君及び高階恵美子君が選任されました。

○委員長(森木利治君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選

挙法等の一部を改正する法律案の審査のため、必

要に応じ政府参考人の出席を求めるとし、そ

の手續につきましても、これを委員長に御一任願

いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(森木利治君) 御異議ないと認め、さよ

う取り計らいます。

○委員長(森木利治君) 成年被後見人の選挙権の

回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法

律案を議題といたします。

発議者衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴

取いたします。衆議院議員逢沢一郎君。

○衆議院議員(逢沢一郎君) ただいま議題となり

ました成年被後見人の選挙権の回復等のための公

職選挙法等の一部を改正する法律案につきまし

て、自由民主党、公明党及び民主党、無所属クラ

ブ、日本維新の会、みんなの党、日本共産党、生

活の党、社会民主党・市民連合を代表いたしまし

て、その趣旨及び内容を御説明いたします。

まず、本法律案の趣旨について申し上げます。

本案は、成年被後見人の選挙権等を回復すると

ともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保す

るため、代理投票における補助者の要件の適正化

等の措置を講じようとするものであります。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第五号

次に、本法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、公職選挙法について、成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定を削除することといたしております。

また、代理投票の要件に関して、「身体の故障又は文盲」とされている条文上の表現を「心身の故障その他の事由」に改めること、代理投票における補助者は、投票管理者が「投票所の事務に従事する者のうちから」定めるものとする事及び不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないものとする事としております。

第二に、電磁的記録式投票法について、公職選挙法と同様、電磁的記録式投票機による代理投票の適正化等を図ることといたしております。

第三に、憲法改正国民投票法について、公職選挙法と同様、成年被後見人に係る投票権の欠格条項の削除並びに代理投票における補助者の要件の適正化等及び不在者投票における公正確保の努力義務を設けることといたしております。

なお、この法律は公布の日から起算して一月を経過した日から施行し、施行日後に公示、告示される選挙について適用することといたしております。

以上が本法律案の趣旨及び内容でございます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○委員長(木利治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○足立信也君 民主党の足立信也でございます。まず、月曜日のお昼休みのこの時間、特に参議院の本院の係もあつてこの時間になりました。理事としてちよつと多少申し訳ない気もしておりますけれども、どうかよろしく願います。

そもそも、今回のこの法改正は、三月十四日、東京地裁で、成年被後見人である名児耶匠さん、これは報道で名前が出ておりますのでそのまま申し上げますが、選挙権、被選挙権を有しないのは違憲であり無効であるという判決、この理由として、一律の選挙権剥奪はやむを得ないとは言えないということでございます。

そこで、私が報道を始めとして拝見するに、この名児耶匠さんを拝見したときに、まず要件として、この方が成年被後見人であることの方がむしろ僕は驚きました。御案内のように、成年被後見人は、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある、つまり、しっかりしているときにほとんどないという方でございますが、明らかに拝見するとういうふうには思えない。それから、当然、それよりも軽いランクとして被保佐人、被補助人というのがあるわけですが、保佐人でも著しく不十分であると。それから、補助人は不十分である。私がその程度を考えると、名児耶匠さんはせいぜい被補助人かなという感じがしました。しかし、この報道にもありますように、お父さんが苦渋の決断と申しますか、将来の財産管理の問題、これが第一で、いろいろ考えた結果、成年被後見人になった。ただ、その後、選挙権がないということ、御本人も非常に選挙を楽しみにされたということ、これに愕然とした。これは何とかしなきゃいけないということではあるんですが。

そこで、逢沢参議人にお聞きしたいんですけれども、私は、そのまず程度が成年被後見人とはちよつと違うんじゃないかと。しかしながら、財産管理の問題が一番大きいといういろんなことを考えたときに、選択肢はいろいろあつたと思うんです。そのいろいろある選択肢の中で、一律に選挙権、被選挙権を成年被後見人に回復する方法、この方法を選んだわけですが、この方法を選んだ理由ですね、選択肢としてそれを選んだ理由、これをお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(逢沢一郎君) 足立先生から大変重要な点について御指摘をいただき、また御質問をいただいたわけであります。

実は、私も足立先生と同様に、三月十四日の判決、その後、テレビを始め報道で大きく、名児耶匠さんも画面の前に出られましたし、社会的関心と呼ぶ大きな報道になったわけであります。私も画面を通じて名児耶匠さんの発言ぶり、やり取りを拝見をいたしております。あれ、被後見人の方というのは、まさに先生が御指摘のように、事理弁識能力がない、つまり日常生活万般において判断をする、正しい選択をするということがもう決定的に欠けておられる、そういう方々が被後見人の立場を選択しておられるものと、非常に結果的には不勉強を自ら恥じることになったわけであります。が、そう思っておりますだけに、大変意外な感じがいたしました。こういった方は当然、選挙権行使をする能力といえますか、判断をしていただく力をお持ちだということ率直な印象を受けたのが事実でございます。

被後見人の方々、いろんな立場の方がおられますけれども、財産の管理や処分、それに伴う契約にいざさか不安や心配がある、生活万般において事理弁識能力が必ずしもないわけではないということも明らかになってきたわけでありまして、そういう問題意識からこの問題に向き合うことになったわけでありまして、さて、御指摘の、なぜ最終的に一律に選挙権を回復する選択になったのかということですが、自由民主党の中におきまして、また自公の中におきまして、勉強会、PT等で精力的に勉強してまいりました。

諸外国は一体どういうふうなこの問題に向き合っているか、あるいは向き合ってきたか、それぞれ試行錯誤、言ってみれば現在進行形で試行錯誤しておられる、そういう様子もよく分かってまいりました。例えば、フランスやドイツといった国々は選挙権を行使する能力を個別に審査する制度を確かに持っております。アメリカも州によつてはそういう制度を持っておりますわけでありまして。

しかし、本当に選挙権を行使するに足る能力がどのようなものであるかについて一義的に定めるということの難しさ、困難性、あるいはその手続です、いかなる手続でいかなる基準によつて判断をするのか。率直に裁判所あるいは法務省関係部局ともやり取りをした。もし、そういう選択をするとなれば、相当程度の時間とエネルギーを要することになる。時間とエネルギーを要したとしても、国民万般が納得するような基準を設けて手続、そういうものを我々は手にすることができたらどうか。そういう問題に向き合うことになったわけでありまして。

最終的には政治的判断と言ってもよろしいんだらうというふうには思いますが、そういったプロセス、経緯を経て十一項一を削除をするという選択に立ち至つたということとを答弁をさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○足立信也君 逢沢議員の御答弁の前半部分で、やはりこれは現状認識としてはかなり難しい、ほとんど私と問題意識を共有されているんだと思います。

そんな中で、一言で申しますと、世界の潮流というところもありますけれども、国民の権利を一律に剥奪することはもう日本はしないということに尽きるんだと思うんです。いろいろな個別判断というのは確かに大事になつてくるかもしれないんですが、一律に剥奪することはやめよう、この一点で私どもも提案者、政党としてですね、ですから、私はそういう理解を進めたいと思っております。

そこで、次からはこの障害を持たれた方にかかわる選挙の件で、私はもう倫選特はかれこれ七八年かかっておりますが、特に委員長時代に、都道府県選管あるいは市の選管、政令市の選管、いろんな方から要望が毎年毎年上がつてきます。これを全部整理をして優先順位を付けて、公職選挙法ですから私は閣法で変えようと思つていました。全体の項目を、まだ約三十ぐらいあります。そのうちABCで最優先をAにして七項目ぐ

らに絞って、ここでできないかなというような計画を練って、総務省の選挙部の方でもそれは検討会がもう始まっているやに思いますが、そういうことをやっていたんですね。

その中で、今回はその最優先七項目と私が思っているうちの障害に関連する項目について質問したいと、そのように思います。

まず一つ目は、これ、同郷の岩屋議員にお聞きしたいんですけども、言葉の問題です。

公職選挙法には、以前は、文盲であるとか身体の故障、後で問題になりますが身体上の故障であるとか、あるいは政令には盲人というような表現があるんですね。今はほとんど使われない、そういう言葉です。ほかの法律である部分もありますけれども、今は使われない、ほとんど。

改正法第四十八条を始めとして、今回「身体の故障又は文盲」という言葉を「心身の故障その他の事由」というふうに改正されております。この文盲がなくなったというのは私はいいと、評価したいと思いますが、問題は心身の故障なんですね。これは、故障なのか障害なのかということの考え方によると思うんですが、私はこれは障害であらうというふうに思うんです。

例えば、例えばといいますか、民法第七条、後見開始の審判には「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」というふうに書かれてあるわけです。これは障害ですね。これから恐らく憲法の話も出てくるかと思いますが、裁判官の心身の故障というのは、以前は裁判官として適格であると認められた方が何らかの事由で変わったという意味合いが故障だと私は思うんです。それに対して障害というのは、時期を問わず、あるいは生まれたときからという感じも全部含まれていると思うんですね。

と考えれば、私は心身の故障よりも心身の障害の方がよりふさわしいのではないかと思っておりますが、なぜ故障というふうにそのまま残したのかという点についてお聞きしたいと思います。

○衆議院議員 岩屋毅君 同郷のよしみで御質問

いただいております。

今、足立先生御指摘の点は、実は与党のPTの段階でも随分と議論になりました。いろいろ勉強してみた結果、今回は御指摘のように「身体上の故障又は文盲」との表現を改めて「心身の故障その他の事由」としたところでございます。

そこで、心身の障害としなかつたのはなぜかというところなんですけれども、現行の公選法四十八条一項が故障という文言をこれまで使ってきたこと、それから同じ公選法の他の条文においても心身の故障との表現は用いられておまして、心身の障害という表現は見当たらないということ、また心身の故障という文言を用いた法律はほかにも幾つかございまして、心身の故障という用語そのものはこれまで法律上の用語として広く受け入れられてきているということによるものでございまして。

ただ、その故障という言葉の語感というかニュアンスというか、それがいかかなものかというような議論も検討の段階ではいろいろと出されたことは事実でございます。

辞書を見てみますと、広辞苑によりまして、「故障」というのは「事物の正常な働きがそこなわれること。」を意味すると、一方「障害」とは「身体器官に何らかのさわりがあつて機能を果たさないこと。」を意味するとされております。

したがって、心身の故障というのは比較的短期間で回復する病気等も広く含み得る概念ではないかと。心身の障害とした場合は、ある程度、先ほど先生もおっしゃったように、固定した心身の状況を指すものであると解される場合もあるということ、比較的短期間で回復する場合であったとしても、例えばけが等によつて自ら候補者の氏名を記載することができないときは代理投票を用いることができるわけでありまして、したがって、代理投票の要件の例示としても、今の段階では心身の故障という文言を用いることが妥当ではないかと判断したところでございます。

ただ、この法律上の用語の問題については、今

後引き続き検討していくべき課題だというふうに認識をしております。

○足立信也君 自民党のPTの方でもやっぱりこれは検討課題になったということで、今後引き続き検討していただきたいという気がします。

二点だけ申し上げたいのは、これ先ほど私言いましたけれども、民法七条で後見の開始の審判のところに「精神上の障害により」というふうに書かれているのが一点。それから、先ほど私、今質問している内容は、都道府県やあるいは市町村や政令市で各選挙が要望として毎年毎年出されている、その中で私が最優先項目だと思われているところにこれが入っているということも是非意識していただきたいなと、そのように思います。

二つ目は、先ほど最優先の中の障害にかかわる件ということで、二つ目は同じ党の泉議員にお聞きしたいんですが、郵便投票というのが認められております。要介護五のほとんど動けない方々になるわけですが、これ郵便等投票が認められております。介護保険法の要介護五の人には認められて

いるんですが、実は、今も厚生労働委員会等で審議されております生活保護ですね。生活保護法に基づき、これは介護扶助というのが医療扶助や介護扶助という形で付きますけれども、その介護扶助で要介護五と認められた人には郵便投票は認められていない。同じ要介護五でほとんど動けない状況であるのに、介護保険上の要介護五は郵便等投票が認められて、生活保護法は認められていない。これも最優先課題の中で、これは内閣としてしっかりと統一しなければいけないという強い気持ちを持っておりまして、これは泉議員としては改正すべきだと思われませんか、どうでしょうか。

○衆議院議員(泉健太君) 御質問ありがとうございます。

足立先生が、まず七年、八年にわたって倫選特の分野を専門的に問題を検討されてきたということにも心から敬意を表したいというふうに思います。その中での特に優先順位の高いものというこ

とでありますので、一方で、内情を言いますと、衆議院のこの質問の答弁打合せの中でこの項目を拝見させていただいたときに、かなり我々、全体として驚きを持って実は問題点をそこで認識をしたというような状況でありまして、同じ要介護五でありながら、介護保険法では郵便投票が認められ、そして生活保護法では残念ながら郵便投票が認められないというのは、それが事実であるわけですから、なぜそうなってしまったのかというのは多くの議員の皆さんが同じ思いを持たれるんじゃないかなと思います。

少し調べてみましたら、平成十五年に郵便投票の対象者になったわけですが、このときに衆議院の倫選特の委員長提案ということで公選法改正がなされております。ここで各派の協議が行われて、このときには郵便投票を一層緩和をしていくという活用していくために、初めて介護保険の要介護五の方を対象に入れるというふうな考え方で行っていたものと推察をされるわけですね。

ですから、いわゆる生活保護法に基づく方々を排除しようという目的ではなくて、より一層郵便投票の範囲を広げたいという過程の中で、書きぶりとして、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を持つ者が郵便投票ができるというふうな形になってしまったということでありまして、郵便等投票証明書の交付申請にこの被保険者証が必要になってくると。一方で、御指摘のとおり、生活保護法ではこの被保険者証が交付されないということで、事実上これが抜け落ちてしまっているということでもあります。

そういった意味では、大変重要な問題意識というふうに認識をいたしまして、これは前回が委員長提案ということもございまして、まさに院の中で重要な今後の検討項目に値するのではないかと、是非、今後とも更なる選挙人の投票の機会の確保ですとか、あるいは選挙の公正の確保というふうな点を考えて、各党各会派で協議をしていく

べきではないかというふうを考えております。  
○足立信也君 ありがとうございます。

まさに今議員がおっしゃったように書きぶりな  
んです。議員立法、私も何度かかわっており  
ますし、それはもう大事な立法院の務めではあり  
ますが、そういう書きぶりで抜けるところが出て  
くるというのは、やはり私は内閣が責任持つて、  
私、先ほど閣法として出そうとしたということを  
申し上げましたが、そこが大事なんでしょう。な  
本当に書きぶりで、被保険者証を有すると、そ  
のことだけで抜けてしまったところが出てきてし  
まったと、そういうことなんです。これはもう  
委員も当然御案内ですが、この介護保険法であ  
れ、生活保護の介護扶助であれ、同じ介護認定審査  
会を通っているわけで、そこで認められたのにこ  
ういう違いがあるというのは、やっぱりまさにこ  
れは正しいかなきゃいけない、直していかなきゃ  
いけないところだと、そういうふうに思います。  
是非、協力してやっていきたいと思えます。

次は、まあアンケートと申しますか要望に基づ  
く質問は以上で終わりにしまして、次は、この委  
員会でも次の大きなテーマになると思われます一  
票の較差問題について、政府参考人の方にお聞き  
したいと思えます。

今、衆参共に一票の較差が懸案になっていると。  
これは皆さん御案内のように国勢調査に基づいた  
投票価値の平等性の問題、投票価値の平等性の問  
題。そうなるべくと、国勢調査による人口とい  
うのは一体何を表しているのかなということにな  
ってきます。それと投票価値の平等性というの  
がどう合っているのか、符合しているのかどうか  
が問題になってきます。

ということで、基本的なところからスタートし  
たいんですが、まず国勢調査における人口、国民  
という、人口というものはどういう対象の人が  
入っているんでしょうか。  
○政府参考人(須江雅彦君) お答え申し上げます。  
国勢調査は、我が国統計の中で極めて重要な役

割を有しております。国政運営上、様々な分野  
で基礎資料になるとともに、これをベンチマーク  
として様々な統計調査の標本設計を正確に行うた  
めの不可欠な情報となっているものでございま  
す。

先生お話し、国勢調査で我が国の人口とい  
うのを調べておりますが、我が国の人口、世帯につ  
いて、実際に人々が住んでいるところ、場所、す  
なわち常住実態に即して把握し、職業や教育など  
の属性とともにその状況を明らかにするための調  
査でございます。

したがって、国勢調査におきます人口は、  
一時的な旅行者などを除き、調査時点において常  
住実態に即するということ、三か月以上我が国  
に住んでいる全ての者及び三か月以上にわたって  
国内に住むことになっている者の合計でございま  
す。

念のため申し上げますと、日本人についてと同  
様に、外国人につきましても三か月以上住んでい  
る場合などは対象になっております。また、生ま  
れたばかりの乳児などにつきましては、いまだ三  
か月以上住んでいるわけではございませんが、三  
か月以上国内に住むことが予定されているという  
ことであれば調査対象ということになります。

以上でございます。

○足立信也君 確認いたしますが、外国人が相当  
数この国勢調査の人口という中に入っていると。  
それは三か月以上常住しているという条件です。  
それから、三か月未満のお子さんについても常住  
ということ、世帯を通じて調べていくわけであ  
る。念のためにお聞きしたいんですが、熊本県  
にある「こののりのゆりかご」、ここに預けら  
れた三か月未満のお子さんというの人口に入っ  
ているんですね。

○政府参考人(須江雅彦君) 入っております。  
○足立信也君 ということでございます。

私がこれからお聞きしたいのは、人口というこ  
とに、これをベースに一票の較差というのを議論  
するわけですが、当然のことながら未成年者も多

くの外国人の方も入って議論している。それが投  
票価値の平等とどう符合するのか、整合性がある  
のかということをお聞きしたいと思っております。  
ちなみに、国勢調査、前回は平成二十二年です  
が、これは皆さん御案内だと思いますが、蘭舞、  
色丹、国後、択捉、竹島は調査に入っておりませ  
ん。

そこで、一票の較差は、今申し上げましたよう  
に、議員一人当たりの選挙人名簿数、これで決  
めているわけですが、そのベースになるのは、議員  
一人当たりの選挙人名簿数ですから投票価値の平  
等、これはよく分かります。でも、そのベースは  
人口である。当然、未成年者も外国人もいっぱ  
い入っている。

ここで、この議論、つまり人口を、議員一人当  
たりの有権者数、名簿数で議論している投票価値  
の平等の中に、人口でそれを判断するということ  
は、どういう根拠で今までの議論の中でこれでい  
いんだというふうになっているんでしょうか。

○政府参考人(米田耕一郎君) お答えいたしま  
す。

まず、現在の一票の較差と申しますか、私ども  
で区割りをする際に人口を使っておるわけでござ  
いますけれども、その根拠について申し上げます  
と思えます。

まず、直近でございますけれども、各党各派の  
御議論を経て立法院において制定されましたわ  
ゆるあの〇増五減による緊急是正法でございます  
けれども、この今改定案の作成の基準といた  
しまして、平成二十二年国勢調査人口を用いるこ  
とと法律上しているわけでございます。

また、従来から、衆議院小選挙区の改定につ  
いては国勢調査人口を用いてきております。これは  
区割り審議会法等で決めているところでございま  
すけれども、その理由でございますけれども、こ  
れまで三点の理由が挙げられてきております。

まず第一は、国勢調査人口は、人口の把握その  
ものを目的として、法令、統計法でございますけ  
れども、法令に基づき全国一斉に行われる実地調

査による人口であり、確度が非常に高いというこ  
と、第二点目といたしまして、衆議院議員の定数  
配分については、大正十四年の衆議院議員選挙法  
以来一貫して国勢調査人口を基準として行われて  
きていること、第三点といたしまして、議員の定数  
配分はある程度の安定性を要すること等の理由が  
挙げられてきたものと承知をしております。

以上です。

○足立信也君 選挙区画定審議会設置法にそう書  
いてあるからと、それは直近の話はよく分かりま  
すが、過去からの流れで今理由を三つ挙げられま  
したが、要は、ほぼ選挙人名簿数、これが人口と  
ある一定の比率でみなされるということだろうと  
思うんですね。みなしてもいいんだらうと、そう  
いう判断でやっていると思うんです。しかし、直  
近のを申し上げますと、平成二十二年が国勢調査  
は直近ですが、十七年、五年前と比較して、日本  
人は一億二千五百三十六万人で三十七万人減少し  
ている。外国人は百六十五万人で九万人増えてい  
る。今は全体の一・二八%です。

これが、私がこれから聞きたいのは、過去はそ  
うやってみなしてきた、有権者数というのと未成  
年者そして外国人を含めた人口というものはほぼ  
一定だろうという感覚できましたけれども、本当  
にこの流れでこのまま踏襲していいのかどうかと  
いうのが、ちょっと疑問を持っているもので、お  
聞きたいと思うんです。

まず、私、国勢調査の概要というのを、これ  
をずっと調べていますが、概要ですので、十四歳ま  
でと、それから十五から六十五歳までと、それよ  
りも上という三つの区割りでしか書かれていない  
ので、よく分からないのは、じゃ未成年者の人口  
はどうなっているんだらう、選挙権を有しないとい  
う意味ですね、これの過去三回ぐらいの値を  
教えてほしいんです、パーセンテージも含めて。  
○政府参考人(須江雅彦君) お答え申し上げます。  
国勢調査の結果によりますと、未成年者、十九  
歳以下の人口ということで整理いたしてみます

と、平成十二年は約二千五百九十六万人、平成十七年は約二千四百九万人、平成二十二年は約二千二百八十七万人と減少傾向となっております。また、総人口に占める割合で見ても、平成十二年は二〇・五％、平成十七年は一八・九％、平成二十二年は一八・〇％となっており、減少傾向が続いております。

以上でございます。

○足立信也君 それを併せますと、先ほど、有権者数というのは人口とある一定の比率でみなせるということが大きな根拠だと思いますが、この三回で有権者と人口のその割合というのはどういうふうに変化してきたんですか。

○政府参考人(米田耕一郎君) お答えいたします。

平成十二年から三回の割合を申し上げますと存じます。

まず、平成十二年では、選挙人名簿の登録者数が一億八十六万人、国調人口が一億二千六百九十三万人でございますので、割りますと〇・七九ということになります。平成十七年は、同じく選挙人名簿の登録者数が一億三百三十六万人、国調人口が一億二千七百七十七万人ということでございまして、〇・八一ということになります。平成二十二年になりますと、同じく選挙人名簿の登録者数が一億四百三十八万人、国調人口が一億二千八百六十六万人でございますので、この比率は〇・八二という数字になっております。

○足立信也君 皆さんお聞きになってお分かりのように、人口に対して有権者の比率は高まっております。むしろこれはいいのかなと思いますが、実際に選挙権を有しない方、先ほどお答えありましたように、未成年者は減っている、外国人は増えている、なんですね。ですから、都道府県あるいは選挙区ごとにその割合というものが、有権者の人口に対する割合というのが物すごく差があるところがあるんです。これが私は本当にみなしていいのかなという意味なんですね。

そこで申し上げますと、この二十二年の国勢調

査でこれ調べますと、外国人人口が占める割合を都道府県別に見ると、最も高いのが東京都二・五％、最も低いのが、これ一道四県ありまして〇・三％、八倍以上の差があるんですね、人口に対する割合。そして、私、未成年者の割合というのが今初めて知ったもので、十四歳以下の人口比率を見ると、市町村別に見ますと、最も高いのが富山県舟橋村の二一・八％、最も低いのが群馬県南牧村の四・三％、五倍以上の開きがあるんです。

外国人の比率が八倍以上、未成年、この場合は十四歳以下ですが五倍以上、それがもし組み合わせると、非常に有権者率の高いところと非常に有権者率の低いところが出てくるんです。これで人口で判断していいのかなというのが私の問題意識なんです。ですから、これを解決するためには、本当に国勢調査ごとに見直さなきゃいけない、選挙区の画定審議会で見直さなきゃいけないようになるのかもしれないが、そこは安定性という問題もまた出てくる。

そこで、改めてお聞きしたいのは、外国人、未成年者を含む人口を、一票の較差問題の議員一人当たりの有権者名簿数、投票価値の平等という論点に立った場合に、その人口を有権者数と代用して議論するという今の変化、トレンドを見て、改めてそのみなし方でいいと判断されるかどうかをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(米田耕一郎君) 区割りの際の基準が主になると思えますけれども、人口をもつてすればいいのか、若しくは有権者をもつてすればいいのかという点につきましては、実は従来から国会の場におきまして議論をされてきた課題というふうに理解しております。

そこで、今有権者数とそれから国調人口との比率につきまして三回に分けて全国レベルの数字を申し上げますけれども、御参考までに、最も、各県別で数字がどう推移しているかということと申し上げますと、平成十二年、十七年、二十二年、いずれも有権者名簿に載った有権者数が人口の中で高い割合を占めますのは秋田県でございます。

まして、平成十二年から言いますと、〇・八一六、〇・八四〇、〇・八五五というさっきの数字になっております。一方で、最も小さいのはこれはいずれも沖縄県になっておりまして、今数字を申し上げますと、〇・七三七、〇・七六二、〇・七七五という数字になっております。恐らく、年少の人口、未成年者の人口の割合が非常に大きく利いているのではないかとこのふうに見られるわけですね。

いずれにいたしましても、このような推移はございませうけれども、先ほど私が申し上げましたとおり、これまでから国勢調査人口を用いてきているこの理由は、いまだにやはり維持をすべき問題ではないかというふうに私も私としては今考えているところでございます。ただ、今後どのような数字を用いるべきかという点につきましては、立法府においてよく御議論をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○足立信也君 私がこの問題を質問したのは、いろんな議員に私なりに聞いてみたら、国勢調査に外国人が入っているとは知らなかったという議員がほとんどなんです。ですから、国勢調査の中には外国人が入っているんですよ、それが一定レベルですと増加しているんですよ。そこで、一票の較差等々を議論するには、そのこともやっぱり意識しながらやらなきゃいけないんじゃないか、参政権の問題を含めてですね、という意識があるから皆さんの前でこの質問をしたわけです。

ただ、私がそこで自分なりに得心しているのは、今までの理由でおっしゃってくださいますんでしたが、やはり憲法十四条での全て国民は法の下に平等であるというところからこれを解釈するしかないのかなと、私自身はそう思っておりますけれども、やはり比率が大きく変わる中で、これは脇に置いてはおけない意識として共有していただければと、そのように思っております。

今回の法改正は、成年被後見人に選挙権を一律剥奪をやめるという、私は画期的で重要な決断だ

と思っておりますが、まだまだ足りない部分がある、特に今回は障害を持つ方々にとっても足りない部分がかなりあるということとを共有していただいて、前向きにまた改正、進めていけばと、そのように思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○荒木清寛君 公明党の荒木清寛です。

まず、発議者にお尋ねをいたします。

公明党は従来から、成年被後見人となることによつて基本的人権の中でも最も重要な参政権、選挙権を喪失する現行の公職選挙法の問題点を指摘をし、見直しを主張し、いろいろなところでこうした議論をしてまいりました。

今回は、三月十四日の東京地裁の違憲判決が直接のきっかけとなりまして各党間の協議が行われ、晴れて成年被後見人の選挙権回復のための法案提出に至ったことは大変喜ばしく、評価をしております。今回、五月十七日に衆議院に提出をされまして、本日成立をし、ぎりぎり次の参議院選挙の施行に間に合うということになったわけでございます。

そこでお尋ねしたいことは、この法案提出までの各党間の議論の過程で、成年被後見人に対して、先ほどもありましたけれども、一律に、すなわち判断能力の程度のかんにかかわらず選挙権を回復することについては慎重な意見もあったと承知をしております。一律に選挙権を認めることになった経緯や、議論の中で特に問題となった点についてお尋ねをいたします。

○衆議院議員(北側一雄君) 提案者の北側一雄でございます。

今、荒木委員の方からお話のあった点は一番議論があったところでございます。公職選挙法の十一条一項一号は、成年被後見人の方に一律に選挙権及び被選挙権を失わせしめておいて、こういう規定になっております。選挙権を回復するにしても、一方で選挙権を行使するに足る能力があるかどうか、それについてやはりきちんと判断をすべきではないかというふうな意見がありました。与

党内で議論をする過程の中で当然そういう議論もあつたわけでございます。

各国の例を私も検討をいたしました、勉強させていただきまして。そうすると、海外の例では大きく二つに分かれておりまして、一つはオーストリアそしてイギリスのような方式、もう一つがフランス、ドイツのような方式でございます。

前者の方は、そういう選挙権を行使するに足る能力ということについて誰かがどこかで判断する、審査すると、そういうことはしておりません。むしろ一律に選挙権を認めていると、こういうやり方をしております。一方で、フランスとかそれからドイツについては、裁判官であつたり、一定の手続の下でその辺を判断する、選挙権行使能力の有無について判断すると、そういう手続を取られております。

与党内で議論の中であつたかといふと、そもそも選挙権行使能力とは何なのかということについて、そもそも一義的にそれを定義付けするというのが容易ではないんではないかといふのがまずあります。

さらに、仮にそういう定義をしたとしても、一体誰がどのような手続で、そしていかなる基準で判断をしていくのかと。仮に、後見開始決定の際に家庭裁判所の裁判官にそういう判断をしてもらおうとなつた場合に、裁判官自身にそうした能力はございませんから、したがつて鑑定に回すというようなことに多分なるんではないかと。そうしたことを果たして日本の今の成年後見制度の中でやっていくものなのかどうか。これはコストの面でも手続の時間の問題でも、考えても非常にこれは困難であるというふうな判断をいたしましたところでございます。

したがつて、現時点では一律に選挙権を回復することが適当であろうと、そのように判断をいたしました。

また、そもそも成年後見制度を利用している人と成年後見制度を利用していない人との間で、そうした選挙権を剥奪してしまうということは極

めて不公平であるというふうな考え方も当然ございます。

そうした議論の中で、今回、我々の法案といったしましては、成年後見制度と選挙権の有無という問題については切り離す、一律に選挙権を奪つていくこの規定については削除をする、そういう方が正しいと、そのような判断をしたわけでございます。

現実には、恐らくそういう選挙権行使の能力が全く欠けている方々については、現実には選挙ができな、事実上選挙権行使ができない、そういうことで十分今までも私は担保されているんだらうというふうにも思っているところでございまして、是非この法案につきましては御理解をいただきまして早く成立をさせていただきたいというふうな考えております。

○荒木清寛君 次に、平成十一年の民法改正によつてスタートしました成年後見制度の利用促進についてお尋ねをいたします。

今回、公選法の改正によりまして、被後見人となりまして選挙権は剥奪をされないということになつたわけでありますので、成年後見制度の利用をそうした理由でちゅうちょをしている方についてはこの障害が除かれた、このように思います。しかし、成年後見制度が思うようにこの利用が進まないのはそれだけの理由ではありませんと思ひますので、今後、今回の改正も踏まえて、成年後見制度の利用促進についてはどう我々立法府として取り組んでいくつもりなのか、発議者にお尋ねします。

○衆議院議員(大口善徳君) 法案提出者の衆議院議員の大口善徳でございます。

ただいまの荒木委員の御質問でございますけれども、二〇〇四年四月にスタートをいたしましたわけでありまして、認知症の高齢者というものが、今平成二十四年で三百五十万人います。それから、精神障害者の方で二十歳以上の方、こういう方が平成二十三年で三百一十万人います。ただ、この中には入通院をされている認知症高齢者の方も一部

ダブつているということでありまして。そして、知的障害者の方は、十八歳以上の統計しかないんですが、平成十七年で四十一万人いらっしゃると。ですから、六百万人ぐらいの方が精神あるいは知的な障害を抱え、あるいは認知症であるということでありまして。

そういうことからしますと、やっぱり成年後見制度の申立てというのは、これは累計で二十六万件ということでございますので、ドイツなんかと比べると桁が違うのかなというようなこともありまして、じゃ、その成年後見制度というのはなぜ利用が進んでいないのかということを私も公明党でもいろいろ検討させていただきました。

その結果、やっぱり一つは、アンケート調査等を見ましても、成年後見制度自体よく知られていないと。だから、周知が不徹底である。それから、やはりこの選挙権を剥奪されるということも、これは利用の障害になつているということもございます。また、身寄りのない方、そしてその場合、第三者を後見人にするという点では費用の問題、様々な問題がある。首長さんの申立てということもやっていただけておつたり、あるいは品川区のように市民後見人、こういう方々を育てていくということも進めているわけでありましてけれども、まだまだである。

そういうことで、私も、二〇一〇年の十二月に公明党の中に成年後見制度促進プロジェクトチーム、私、座長をさせていただきまして、スタートをさせていただきまして、そして昨年の七月に成年後見制度促進法の骨子、これをまとめさせていただいて、発表させていただきまして。その中で、内閣府に成年後見制度利用促進会議、これをつくる。また、有識者の、現場の声もしっかりと聞かなくちゃいけないということで、委員会もつくる。基本方針、基本計画を定めまして、地方におきましてそういう計画を作つていただくと。そして、この利用の促進で、被後見人の問題ということで権利制限、この中には選挙権の制限も入つて

まして成年後見人の担い手を確保と、こういうものを盛り込んだものを発表させていただいておりまして、自民党さんの方にも働きかけをしているところでございます。

今回の改正というのは、成年後見制度を利用する大きな障害を、なっているものを取り除くと、こういう効果がありますけれども、もつと成年後見制度全体を見直していく必要があると、こういうふうな考えておりまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思つております。

○荒木清寛君 是非、我々もそうした成年後見制度利用促進についての法律が成立するように頑張つていきたい、このように思つております。

次に、代理投票の対象者の拡大につきまして総務省政府参考人にお尋ねをいたします。

代理投票を利用できるのは自ら公職の候補者の氏名を記載することができない者に限られます。しかし、知的障害者の中には文字を書ける場合であっても補助を受けずに投票することが困難な方がおられまして、こうした方々にも代理投票を認めてもらいたいという要請が上がつております。今回の改正では、幸いに、この代理投票における補助者は投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから定めるとされておまして、投票の公正さが更に確保されるような改正となつております。

そこで、今回の改正を機に、代理投票の対象者を一定の要件の下に拡大することを検討すべきであると考えますが、政府の見解をお尋ねします。

○政府参考人(米田耕一郎君) お答えいたします。

まず、代理投票のできる対象者でございますけれども、これは従来より、身体の故障だけではなく、自書能力又はこれに代わるべき点字による記載能力のない全ての者を含むと解されているところでございます。今回、法改正ございましたけれども、この点については変わりがないというふうな解しているところでございます。

そこで、この代理投票の要件をどのようにする



かということでございますけれども、御承知のとおり、代理投票は秘密投票の原則の例外として位置付けられているのでございます。自書能力のある一定の選挙人についてこの代理投票の対象を拡大することにつきましては、選挙の公正確保との観点、それから秘密投票の原則との観点とをどのように考えるかといった問題があるのかというふうに存じます。

以上です。

○荒木清寛君 そうした問題はありますけれども、現にそうした要請が上がっておりますので、しっかりと今後検討していただきたい、このように要請しておきます。

次に、今回の改正にあります不在者投票における公正確保の努力義務の点についてお尋ねをします。

まず、現在でもこの不在者投票に外部の第三者の立会いを導入している自治体があると承知をしておりますけれども、その場合にこの外部の立会人とはどのような人が選任されているのか、掌握をしておれば教えてください。

○政府参考人米田耕一郎君 既に外部立会人を導入している幾つかの県がございまして、そういう県に平成二十三年、ヒアリングをした結果でございますけれども、どのような方が外部立会人の名簿の登載者になっているかということにつきましては、主に県、市町村の明るい選挙推進協議会の委員、それから自治会、婦人会等の役員をお願いをしているというふう聞いております。

ただ、岩手県等では、若者の政治参加の促進の観点から、ホームページ等で公募を行っているというふうなところもあるように伺っております。

○荒木清寛君 様々な例があるようですが、そこで発議者にお尋ねします。

今回の改正で、市町村の選挙が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法によって不在者投票における公正な実施の確保に努めなければならない、こうした努力義務になっておりますが、そこで、この選定に当たってどういう方を立会人

として選ぶのか、その条件や留意事項を付けることを、設けることを考えているのか、そういう全国一律の基準を設けてこの努力義務を課していくのか、この点についてお尋ねいたします。

○衆議院議員(大口善徳君) 荒木委員の御質問にお答えしたいと思います。

現状は、施設等における不在者投票で立会人となっているのは、病院、施設の職員の方が多いわけですね。ですから、そこに不正というものが入り込んでくるということで、今回この本法案では、不在者投票における不正を防止しその公正な実施を確保することを目的として、不在者投票管理者に対して外部の第三者の立会い等の努力義務を課したわけでありまして。その外部の立会人としては、例えば選挙のOB、それから先ほども総務省から答弁がありましたように、県や市町村の明るい選挙推進協議会の構成委員あるいは選挙の現職の役員等を選定することが想定されます。不正を防止する第三者の立会いということからいいますと、そういう方々が想定されます。

市町村の選挙管理委員会においては、この選挙の公正を確保する観点から、その地域における実情も踏まえて、外部立会人としてのふさわしい方を選定していただきたい、こういうふうにご考えております。

○荒木清寛君 努力義務とはいえ、不在者投票管理者がそうした適切な外部の第三者を見付けるといふのはなかなか容易でない場合もあると思いますので、各市町村の選挙がサポートしていかねばいけないと思っております。そういう各市町村の選挙の取組を国としてどう支援をしていく考えがあるのか、総務省にお尋ねします。

○政府参考人(米田耕一郎君) 市町村の選挙管理委員会がこういう外部立会人を留意していくことは非常に重要だと考えております。

まず、今回の法律で、国政選挙につきまして、執行経費基準法によります国費措置が導入されたということが非常に大きな要因になるかと思っておりますので、これをきちんと周知すること

が一つ大きな要因かと思っております。さらに、既にこういう外部立会人を導入しているところの取組をきちんとお知らせをするというような格好で市町村の選挙をバックアップしていきたいというふうに考えております。

○荒木清寛君 最後に、巡回投票制度の意義、また課題についてお尋ねします。

昨年の衆議院選挙では、東日本大震災の被災地では、仮設住宅の集会所等に選挙の職員等が巡回して期日前投票をするということがございました。これは災害の場合だけではなく、障害者や認知症患者といった方々の投票機会を拡大する上でもこの制度が利用できるのかと考えています。

そこで、巡回投票制度の意義とそうした拡大ということが考え得ないのか、総務省に尋ねます。

○政府参考人米田耕一郎君 巡回投票制度でございますけれども、従来はこれは投票日当日に巡回するというようなことが想定をされておりました。この場合には、例えば投票所と別に巡回投票所を設置いたしますので、二重投票を確実に防止できるのかどうかといった点、それから投票日当日の限られた時間にそれだけの選挙管理機関の職員を確保できるかといった点、いろんな問題があったというふうに承知をしております。

ただ、現在では、いわゆる期日前投票として言わばいろんなところで投票ができるような形ものが進んできております。現在、地域の最寄りの公民館、集会所等の施設に期日前投票所を設置するといったような点、それから過疎地域においてむしろ投票所への移動が困難な方々に巡回バスを運行させるといったような点を今後要請をしてきておりまして、このような取組を今後促進させるように私どもからも要請してまいりたいというふうに考えております。

○荒木清寛君 終わります。ありがとうございます。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。本法案はみんなの党も共同提案者ですので、法案そのものにはもちろん賛成ということでありま

すけれども、本件にかかわるこれまでの経緯と今後の対応について政府に確認をしていきたいというふうに考えております。

まず、成年被後見人の選挙権、被選挙権に係る欠格条項については、平成二十二年六月にはもう既に内閣に設置されていた障がい者制度改革推進会議において、廃止も含めその在り方を検討するという意見表明がなされ、その後、平成二十四年六月に成立した地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の附帯決議にも、成年被後見人の政治参加の在り方について検討を行うとされてきたという経緯があります。

平成二十二年以降、政府はどういう検討を具体的にやってきたのか、もう三年たったわけでありまして、その間に検討が行われたのかどうか、そうしたことについて教えていただきたいと思っております。

○副大臣(坂本哲志君) これまでの経過について御報告申し上げます。

成年被後見人につきましては、平成十一年に禁治産者制度から成年後見制度に改正された際に、その法律上の要件が「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」とされておりました。行政上の行為をほとんど期待できず選挙時に個別に能力を審査することも困難であるということから、引き続き選挙権及び被選挙権を認めないということになりました。

また、平成二十三年以降、成年後見制度を利用することで選挙権を失うのは違憲だというような、選挙権があることの確認を求める訴訟が各地の地裁におきまして四件提起をされました。政府といたしましては、そのような選挙権の行使に最低限必要な判断能力を有しない方に選挙権を付与しないとする現行法の立法目的には合理性があるなどの理由によりまして、現行の公職選挙法第十一条の制度は違憲とは言えない旨の主張をし、訴訟の動向をこれまで注視してきたところであります。

今回の三月の東京地裁判決では、原告の主張を認め、国の主張は認められなかったところであり、まずけれども、選挙権、被選挙権は国民の基本的権利であるとともに、民主主義の土台であります選挙の根幹にかかわる問題でありますことから、判決後、成年被後見人の方の選挙権の在り方等につきましてどのような立法措置を講じていけばよいのかということにつきまして、各党各会派で検討、協議が行われ、今回の法案が議員立法で提出されたというふうに承知しております。

以上、経過でございます。

○中西健治君 今も少し触れられておりましたけれども、政府は三月の東京地裁の判決を受けて、三月十四日の判決を受けて、その約二週間後、三月二十七日に控訴をしているわけでありましたけれども、当時の説明としては、四月任期満了の地方選挙が百九十三控えていて、混乱を避けたいということを中心たる理由として総務大臣は国会で答弁されておりました。また同時に、今おっしゃられた、各党間で議論の間、まずは今の法律の安定度をきちんと確保するというようなことについても言及されておりました。

そうした当時の理由には一定の理解ができるということだと思いますが、先日、衆議院での総務大臣の国会答弁及びその後行われた記者会見におきましては、この法案が成立した場合の控訴取下げの可能性について聞かれて、総務大臣は、控訴の取下げというのは考えていないと明言され、訴えの利益がなくなれば原告側の訴える必要がなくなるので、その時点で裁判は終わると。政府とすれば是非上級審で審議していただきたいということとで控訴したので、裁判は裁判として手続はやっていかなきゃならない、こんなようなことを述べているわけですが。

これまで三年近くも政府としてはこれについて真摯な対応をしていないというふうにも取れる中で、今、ようやくこうして議員立法の形で法案が成立しようとしているとき、成立しても控訴を取り下げないというのは、いかにも原告側の心情に

配慮していない、まさにお役所仕事の典型と言われている仕方がない心ない対応というふうに思いますが、けれども、政府が控訴を続ける以上、原告側にも裁判に対応しなきゃいけない、裁判にかかわる費用も発生しなきゃいけない、そうしたことを考えると、政府は自らメンツを捨てて控訴を取り下げるべきだと思いませんか、それについていかがお考えになるでしょうか。

○副大臣(坂本哲志君) 委員おっしゃいましたように、東京地裁判決をきっかけといたしまして、立法院におきまして検討が速やかに進められまして、その結果法案が取りまとめられました。この度の法改正によりまして立法的に問題が解決されるということになれば、裁判は間もなく終結することになるというふうに考えられます。

我々総務省といたしましては、法改正の施行にあとは遺漏がないように全力で取り組んでまいりたいということでございます。

○中西健治君 間もなく終結することになるというのは、裁判所の方でそうしたような手続が行われるかもしれないということを意味しているんだと思いますが、その前に政府としては取り下げることになるんじゃないかと思いますが、もう一度御答弁をお願いいたします。

○副大臣(坂本哲志君) 成年被後見人の選挙権の在り方につきましては、立法院において速やかに議論をしていただきました。その結果、全党一致で法案が取りまとめられ、裁判の当事者のみならず、全国の十三万六千人の成年被後見人の方々にかかわる問題が制度的に解決されることになりました。

これに伴いまして、訴訟で争われました問題も立法的に解決され、裁判が早期に終結に向かうと承知しているところでございます。控訴審であります東京高裁におきましても、改正法の制定により訴訟の目的が達成されたことになり、裁判は終結するものというのを前提とした訴訟の指揮が今行われているものというふうに承知をしている

ところであります。

○中西健治君 私は、能動的に政府が取り下げるべきではないかということをお聞きしているんですが、それについて政府の対応を教えてくださいたいと思います。質問に答えていただいております。

○副大臣(坂本哲志君) 現行の法律の規定が違憲であるといえます。東京地裁の判決が確定してしまふことは、問題の解決とは全く別次元の問題であるというふうに考えております。

すなわち、立法院におきまして審議をされ制定された法律が、成年被後見人の選挙権に関して提起された四つの地方裁判所における訴訟のうち、最初に判決の言渡しがなされた東京地裁の判決で違憲とされたわけでありまして、三権分立という統治機構の枠組みの中で、憲法において違憲立法審査に係る終審裁判所は最高裁判所とされておりまして、我々行政府といたしましては、下級審で違憲判決が出た場合には上訴して上級審の判断を仰ぐことが予定されていると考えております。

訴訟におけるこうした国の対応については何とぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

○中西健治君 それじゃ、確認をいたします。全会一致で今日法案が成立しても、政府としては控訴は取り下げないということでしょうか。

○副大臣(坂本哲志君) 他の訴訟もあります。それから、残り三つについては国賠の関係もございまして、そういうことで、私たちは、今の訴訟、控訴するという考えはございません。

○中西健治君 今、控訴する考えはないというふうにおっしゃいました。もう一度お願いいたします。

○副大臣(坂本哲志君) 控訴を取り下げるといふことはありません。

○中西健治君 議員や多くの方が、やはり血の通った行政、血の通った対応をしなきゃいけないんじゃないかという声が聞こえているところでありまして、政府には是非ともそうした対応を求め

るということで、私の意見を言わせていただきます。

さて、続きまして、今回不正投票の防止策として、現行の代理投票制度を運用することとして、投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから補助者を定める、そういうこととされたわけでありまして、意思疎通がうまくいかない人のような場合には、家族であれば意思疎通ができるのに、なかなか投票においては家族は立ち会えないといった問題が多く指摘されているところでもあります。

先日の衆議院の審議において、法案の発議者は、補助者と本人の間に御家族が入り、個別の状況は補助者に説明をしていただきながら、その補助者は理解をする中で投票していただくような形を取っていききたいと答弁されたわけでありまして、各投票所において混乱がないよう家族立会い等に係る何らかのガイドラインを策定するべきではないかと考えますが、総務省の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(米田耕一郎君) 代理投票につきましては、従来から、本人確認を行った上で法律が定める手続に従って補助者が選挙人本人の意思を確認して行うということにされてきたところでございます。この場合、代理投票というのは、あくまで本人投票の原則の例外をなす場合でございますので、その補助者はいやしくも選挙人や投票立会人から疑惑を持たれないように十分注意しなければならぬことは言うまでもないところでございます。

その際、補助者が選挙人に候補者の名前を聞くときは特に慎重を要することといったこと、それから、補助者が選挙人本人の意思を確認できないときは最終的には投票できないということもあり得ることといったことに留意すべきであるといったことを、私どもはこれまでも各市町村の選挙管理委員会に要請をさせていただいてございまして、実態としてどのような形の方が代理投票さ



れるのかといったことにつきましては非常に様々なケースがあるといったことから、むしろ私どもで一律のケースのガイドラインというものを作るのは、これまでの実績を踏まえて各現場の市町村の方で対応していただくというのが一番現場での対応に結び付くのではないかとこのように考えているところでございます。

今回の改正で、投票は選挙人本人の意思に基づいて行われるべきものということではございますけれども、あくまでもその選挙人本人の意思をどのようにきちんと補助者がつかまえるのかといったことについては、できるだけ意を用いるようにといった点にも注意を喚起をしたいというふうに考えているところでございます。

○中西健治君 一律にガイドラインを作らないという理由というのは分かりましたけれども、ということとは、各選挙において柔軟に対応をする立法者の意思もあるものがあるから、家族などが補助者との間に入って対応することが一般的な言って可能であるということではよろしいでしょうか。

○政府参考人(米田耕一郎君) 投票におきましては、まさに投票のそのに、現場におきましてこれは補助者の人間しか入れないということは、これは今回の法律でも明らかにしているところでございますけれども、いかにその選挙人の意思を確定するかといったときに、その投票に至るまでのところで、御家族とかその投票者の方の意思をよく知るような方に、どのようにすればそういう方の意思が酌み取れるのかということを事前に聞いてみたり、それから近くまでは来ていただくといった点は、今回の改正案におきましても前提にされていることというふうに承知しております。

○中西健治君 是非とも、発議者の意向も踏まえてしっかりと柔軟に対応していただきたいと思います。それでは、私の質問はここで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○佐藤公治君 生活の党、佐藤公治でございます。まずもつては、この度の法律に關した発議者の皆様方には今日までの御苦勞、御努力に對し敬意を表したいと思います。

最初に、まずそもそもの論議でございます。これを玉城デニー先生にお聞きしますとともに、先ほどのお話をお話していると、やはりこれは与党、逢沢先生若しくは北側先生にも少しお話を聞かせていただければ有り難いと思っております。そんなに揚げ足を取るつもりはございませんので、率直な御意見を聞かせていただけたら有り難いと思っております。

本法案提出に至るまでの検討状況、発議者の見解をお伺いしたいと思っておりますが、また、これまでに国会においても再三成年後見人の選挙権の問題については指摘がなされてきたにもかかわらず、なぜ東京地裁判決に至るまで検討が進まなかったのか、そもそも論ということでお伺いいたします。

○衆議院議員(玉城デニー君) 佐藤委員の質問にお答えしたいと思います。

現在の成年後見人制度のそもそもの導入なんです、平成十一年の民法の一部改正による成年後見制度の導入は、高齢社会への対応及び知的障害者、精神障害者等の福祉の充実の観点から、旧来の禁治産制度を見直し、自己決定の尊重、残存能力の活用、そしてノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度を構築することを目的としていたものであります。

禁治産制度から成年後見制度への移行に当たり、禁治産制度において設けられていた欠格条項の中には撤廃されたものもあるんですが、成年被後見人の選挙権の制限は旧来のままとされてきたわけですね。しかしこの間、やはり参政権という基本的な人権にかかわる問題でもあり、ひいては我が国の選挙制度の根幹にかかわるという問題でもあり、各方面から様々な見直しの要請が上がって

いたことはもう委員御承知のとおりでございます。

この間、三月十四日に東京地裁において違憲であるという判決が出されて、それ以降、与党のPTがまずこの問題の解決に当たって国会内での議論が始まりました。そして、その中である程度下ごしらえといえますが、たたき台をこしらえていただきました。それから五月に入りまして各党会議に上がりました。そこでも、一律にその選挙権を付与している外国の例あるいは条件付で認めている外国の例等々、様々な議論がございましたところ、やはり我が国においてはこの基本的な人権を尊重するというところで、一律に参政権を付与することと公選法十一條一項一号の欠格事項を削除するというふうになったわけであり

す。

このことについては、私は個人的には、多少時間には掛かりましたものの、こういうふうな平等なノーマライゼーションの精神に基づいて行われているということは大変喜ばしいものというふうに思います。

以上です。

○佐藤公治君 このそもそもの論議のようなお話に關して、与党であります自民党さん、公明党さん、逢沢先生、北側先生、簡単簡潔にですけれども、先ほど足立委員からの御質問の中にございまして、これに至るまでの逢沢先生のことと意識が少しお話の中にあつたかと思ひますけれども、率直にお話し、こういふことに至つた経緯、経過を少しお話ししていただけたら有り難いと思ひます。

○衆議院議員(逢沢一郎君) 率直に申し上げて、平成十一年の民法改正でそれまでの禁治産者から成年後見制度が導入された。今にして思えば、今にして思えばというところでございましてけれども、そのときに多くのテーマが、先ほど玉城先生が答弁されたように、制度移行また民法改正に伴う形で整理をされたわけでありまして、本来ですと、この成年後見制度を活用される方々の選挙権、

被選挙権の問題を本当にどうするかということについて、その段階でやはり整理をしておくべきだった。政府、何やっていただいたんだという国民の皆さんの声もあるかもしれないが、むしろ民主主義の根幹を成す選挙にかかわることでございますので、それはむしろ我々立法府側により多くの言つてみれば不作為に近い責任があつたのではないかと、この部分は私個人の心情でございますが意見でございますが、そのように受け止めていただきたいわけであります。率直にそう申し上げておきたいというふうに思います。

その後、自由民主党の内部にも障害者関係部会等々から、この問題のままでいいのかという問題提起はもちろん継続的であつたわけでありまして、率直に申し上げて、法律改正、公選法改正に至るまでの大きなパワーといえますが党内世論といえますが、国会全体もむしろ同様であつたかともいふふうに思ひますが、問題意識はあつたか、問題提起はなかつたわけではないけれども大きな力にまでなり得なかつた、いささかその部分についても残念であつた、そういう気持ちを持つているわけでありまして。

三月十四日、あのような判決がなされました。むしろ、同時にしかし同じような訴訟が同時並行で進んでおりましたので、何も一つの判決が地裁段階で出たこの瞬間に何か大きな意思決定をしなくてもいいのではないかと、そういった意見もあるにはございまして、この局面で、世の中の皆さんも世論も大きくここに注目をしておられるこの局面で、政治がやはりこの問題に向き合ひ一つのアウトプットを出すべきだと、そういう判断に立ち至つたわけでありまして、その後の経緯は種々累次にわたつて答弁を申し上げておりでございます。

いささか時間も掛かつた、立法府として本来果たすべき役割を必ずしも果たし得なかつたのかな、反省の気持ちを含めて答弁とさせていただきます。

○衆議院議員(北側一雄君) もう今、逢沢先生がおっしゃったとおりでございます。私も、立法院にいる一員として、成年後見制度は二〇〇〇年にできました、その趣旨から考えたらその時点できちんと見直しておくべきであったというふうに思っております、そういう意味では非常に残念であったと思っております。

しかしながら、東京地裁の判決が出まして、三月十四日ですから、今、二か月余りでございまして。議員立法でこういう形で各党各派の御理解をいただいて、今日もし成立ができた、スピーディーに国会としてはこの国会では対応できたのかなというふうに思っております、そういう意味では、二〇〇〇年にきちんと見直しておくべきだったという思いはありますが、でも国会としての責任はこれで果たせることができるのかなというふうにも思っております。

○佐藤公治君 私は、何が言いたいのかというと、この度のこの法律が上つ面にならないようにしていかなくないということ、それにおいては、まさに私は、厚生労働委員会に昔所属していたときに、障害者の方々の議論なり質疑をする際にいろいろと研究なり論文なり研究者の方々を調べました。しかし、日本の国において、この障害者の方々の研究や論文が余りにも少ない。そういうことがあって、そういう方々にいろいろとお話を聞いたならば、それは人気、不人気ということ、又は経済的な理由でなかなか層が広がらない、厚くならない、そういうことであつては、私はこの手の類いのことはいけないと思ひます。こういったところは是非与党の方々が、教育機関も含めて、常に広く厚い形で人材なり研究なり論文を常に出していくことが、こういった問題を、同じことを繰り返さないがために、やはり一つの番人的な要素、意見を述べる人たちをどんどん育成して層を厚くしていくことが大事なんだというふうに思うところがございまして。

それと同時に、私が、この法律が本当に魂の入ったものであるのであれば、先ほどの中西委員が御

指摘をされたこと、まさに今日、お力のある逢沢先生、北側先生、岩屋先生いらっしゃるじゃないですか。皆さんの力で政府をねじ伏せてくださいよと私は思います。それがあつて初めて、やはりこの法律が私は意味を持ち、意義のあるものになつていくんだと思います。

質問、ほかにも具体的なこと、現場のことを投げかけさせていただいておりますが、どうか政府側におきましては、先ほど中西委員がおっしゃいましたように、これからです。これから現場がいろいろと混乱することが多々ある、これをいかにやはり進化させていくか、完成度を高めるのか、発議者の皆様方の今後の御指導もよく考えていただければ有り難いと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

三月の東京地裁の判決を受けて、超党派による議員立法でこの法案が提案されました。この後の本会議で全会一致で成立することになるでしょう。そうしますと、この夏の参議院選挙で成年被後見人の皆さんの選挙権が回復するということになります。

私は、あの判決直後に院内で報告集会が行われたときに、原告の名尾耶匠さんともお会いをいたしました。選挙へ行きますかという質問に答えて、行きますと、本当に満面の笑みで答へられたのを覚えておりますけれども、政府が控訴をして、夏の選挙できないんじゃないかと大変心配をしておりましたけれども、あの笑顔にたえることができてうれしく思っておりますし、これを取りまとめられた提案者の皆さんの御努力にも敬意を表したいと思います。

在外日本人の選挙権に係る二〇〇五年の最高裁判決が、選挙権を議会制民主主義の根幹を成すものとして「国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならぬ」とし

ました。地裁判決がこれを踏まえて成年被後見人の選挙権を喪失させたのは違憲だと断じたのは、非常に私は重要だと思っております。

この選挙権を行使するには投票機会の保障が不可欠でありますし、これなしに選挙権の保障はありません。投票所のバリアフリーやアクセスの問題はもとより、障害者にも選挙情報がきちっと届くということが大事な点だと思います。この点は衆議院の審議でも述べられたことでありますけれども、再度、提案者に確認をしたいと思います。

○衆議院議員(塩川鉄也君) 井上委員にお答えいたします。

井上委員におかれましては、二年前に成年被後見人の選挙権回復を求める裁判が起こされて以来、三回にわたり法務委員会や当委員会でも取り上げ、この件について尽力してまいりましたことはよく承知をしております。

衆議院でも答弁のありましたとおり、選挙権は国民固有の権利として憲法に保障されております。この憲法上の権利行使には投票機会の保障が不可欠であり、これなしに選挙権の保障はありません。

我が党日本共産党は、これまでも障害者の参政権の保障を一貫して主張してきており、障害者の投票機会を現実には保障する制度の拡大等にも取り組んでまいりました。今回、選挙権が回復する成年被後見人に限らず、障害者を含む有権者全体の投票機会を保障されることが必要であります。選挙権を実質的に保障するため、投票所のバリアフリーアクセスの問題を改善していくことは重要であります。また、投票の前提として候補者等の情報を入手することは不可欠であり、障害者にも選挙情報が届くようにすることは大事な点であると考えております。

○井上哲士君 この選挙権の保障を実質的に進めていく上でも、これを奪ってきたことへのきちっとした反省が必要だと思ふんです。

先ほど提案者からも、今にして思えばこの成年後見制度ができたときにきちっとやるべきだった

という反省を込めた答弁もございました。立法院がこの成年被後見人から選挙を奪ってきたということを反省をして全会一致でこの法改正を今やろうとしているわけですね。これまで総務省は法律でこうなっていますが、法を作った立法院がそれを改変する以上は、法を執行してきた行政府は当然私は控訴を取り下げて当たり前だと思ふんですけれども、その点いかがでしょうか。

○副大臣(坂本哲志君) 東京地裁判決をきっかけといたしまして立法院におきまして検討が速やかに行われました結果、今回、法案が取りまとめられました。この度の法改正によりまして立法的に問題が解決されることになれば、裁判は間もなく終結することになるというふうな考えをしておりますので、総務省としては改正法の施行に遺漏なきよう全力で取り組んでまいりたいと思ひます。

他方、現行法につきましても訴訟におきましては、選挙権の行使に最低限必要な判断能力を有しない方に選挙権を付与しないという立法目的には合理性がある、この措置は立法裁量の範囲内であることから、現行の制度は違憲とは言えないというふうな主張をしてきたところではありますが、東京地裁におきましてその主張は入れられませんでした。

法改正が実現した後であっても、控訴を取り下げるとなると、現行の法律を違憲とした東京地裁の判決を確定させることとなります。これは、立法院が制定した法律につきまして違憲との判断が確定し、今後の立法裁量の在り方に少なからぬ影響を与えるおそれがあるというふうな考えをしております。法律が違憲であるか否かを最終的に判断しますのは最高裁判所です。下級審におきまして法律の規定が違憲であるとする判決を確定させた例というのはこれまで承知しておりません。そういうことから、控訴の取下げは予定をいたしております。

○井上哲士君 立法院の立法作業に妨げになるという答弁がございましたが、その立法院が十年前に

あの法律ができたときに選挙権を取り上げたのはやっぱ問題だったという判断をして全会一致でやっていくわけでありまして、この法律を執行する立場である行政としてこれを取り下げるのは当然でありますし、それが原告への真摯な態度だと思っています。到底認められないし、これは考え直すしていただきたいということを強く求めています。

法案は、改正案の代理投票の補助者を適正化をいたしました。一方、この知的障害者の中には常時身近に家族がいなくてパニックになるという方もいらっしゃいます。その場合、この本人の意思確認に関与する代理投票の補助者ではないけれども横に付き添って、そういう付き添うだけの人が必要になるということもあると思うんですね。

国民の選挙権行使がきちんと行われるようにするためには、この公選法の五十八条に基づいて、やむを得ない事情があると投票管理者が認められたら、投票所に入るということは引き続き妨げられないと、こう考えますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○衆議院議員(逢沢一郎君) 大変重要な点について井上先生から改めて御指摘をいただいたと存じます。

障害をお持ちの方でも自らの判断を指し示していただける方については一人残らず選挙権を堂々と行使をしていただける、そういうたあらゆる条件整備、環境をしっかりと整える、これは当然政府の、また大きな意味での政治の責任だということふうに思います。

今回の法律改正によりまして、代理投票の補助者につきましては投票所の事務に従事する者に限られる、限られる、そういうこととなります。選挙の公正、厳正、これをしっかりと確保しなくてはならぬということですが、今先生御指摘のように、例えば知的障害者の方々の意思の確認、どの候補者に投票したいか、様々な形でその意思表示を恐らくなさるんだらうというふうに思いま

す。その意思表示が的確にこの代理投票の補助者に伝えられるといえますか、そのことは非常に重要なことだと思います。家族や友人やそういう方が直接代理投票の補助者になることはできないわけでございますけれども、投票所まで付き添ってきていただく、また投票所の中に入るといってころまでは可能でございます。

具体的には、恐らく投票する前にその補助者の方と十分な打合せといえますか、こういう形でこの投票人は意思表示をするんだということについて十二分に確認をいただいて、しっかりとその意思の反映をされた投票がしていただける、それだけの投票所における、ある意味で厳格でなくてはならないけれども、そういう意味では柔軟なそういったやり取りが行われることが期待されまして、またそうでなくてはならぬというふうに存じております。

○井上哲士君 最後に一点、ホームページのバリアフリー化を総務省は勧告してきましたけれども、音声読み上げソフトなど選挙管理委員会のホームページの改善が必要だと思いますが、この点の現状と方向はどのようになっているでしょうか。

○政府参考人(米田耕一郎君) 今回、各選挙管理委員会のホームページを確認をいたしましたところ、既に中央選挙会では対応済みになっております。それから、都道府県のホームページではちょうど半分、二十団体、さらに都道府県の選挙管理委員会のホームページでは十九団体がこの音声読み上げ機能に対応しているというふうに承知をしております。

今後、各都道府県におきましても、この点、非常に重要な課題でございますので、取り組んでいただきますよう、私もからも要請をしましてまいりたいというふうに考えております。

○井上哲士君 時間です。終わりますが、みんなの公共サイト運用モデルも改定をされておりますし、選挙のホームページには選挙公報も掲載されるようになりましたので、これはしっかりと障害者

の皆さんがアクセスできるように、一層の改善を求めたいと思います。

以上、終わります。

○舟山康江君 みどりの風の舟山康江でございます。

今回の成年被後見人の選挙権回復等のためのこの公選法の見直しにしましては、各党協議会、各党での打合せ協議会もございました。私もその一員として出席をしておりましたけれども、残念ながら、衆議院の方に我が党、我が会派がないということでも今回共同提案者にはなれなかったわけですので、内容につきましては、会合でもしっかりと同じ思いを共有しているというところをまず冒頭に申し上げたいと思います。

さて、今回ようやく成年被後見人の選挙権回復というところになったわけでありましてけれども、これ幾つと、何人かの方からも既に質問が出ておりましたけれども、改めて平成十一年の民法改正で、本来、今までの禁治産者制度から成年被後見人制度に変わった際に基本的な大きな考え方が変わつたんだと思います。やはり、能力の欠如によってそういった権利を剥奪するという考え方が、ノーマライゼーションの中で残存能力をいかに活用していくのかという、非常にプラスの見方に変わったんだと思います。そういう中で欠格事由の見直しも幾つか行われてまいりましたけれども、改めて、なぜこの選挙権に関してはここまで回復ができなかったのか、これにつきまして、過去の経緯も含めて政府の方にお聞きしたいと思

います。

○政府参考人(米田耕一郎君) お答えいたします。

現行の公職選挙法の第十一条第一項第一号では、成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないとされているところでございます。平成十一年の民法改正以前につきましては、この条項は、準禁治産者についての選挙権及び被選挙権を有しないということになっていたわけでございますけれども、

この準禁治産者について選挙権、被選挙権を有しないといった理由が、この準禁治産者になる要件といたしまして(発言する者あり)あつ、失礼、禁治産者でございます、申し訳ございません。禁治産者につきましては、心神喪失の常況にある者であるから行政上の行為をほとんど期待できないといった点を理由に挙げられていたところでありま

す。

平成十一年の民法改正では、この禁治産者が成年被後見人と呼称が変わりましたけれども、この定義につきましては「心神喪失ノ常況ニ在ル者」から「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」に改められたわけでございますが、その対象者は一致する、要件は一致するものであり、かつその選挙権を行使する能力というのを選挙時に個別に一人一人能力審査をするということもこれは様々な点で困難があるといったことから、従前の禁治産者同様、選挙権及び被選挙権を認めないという結論にされたものというふうに承知しております。

○舟山康江君 そもそも成年被後見人制度というのは財産保護を目的とした制度だったわけでありまして、それを国民の参政権、本当に基本的権利であるこの選挙権に関してこれを欠格事由としていたというのはやはり問題だった。今回、遅きに失した感がありますけれども、改正したというのは大変一歩前進、良かったのではないかなと思っております。

さて、今回、代理投票の要件に係る条文上の表現が少し変わりました。「身体の故障又は文盲により」というところから「心身の故障その他の事由により」となりました。この表現の変更によって対象範囲に変更が加わるのかどうか、まず一点、法案提出者に確認したいと思

います。

○衆議院議員(泉健太君) 御質問ありがとうございます。また、みどりの風も思いを一緒にこの法案に取り組んでおられるということもよく認識をさせていただいて、答弁させていただきたいと思

今お話のありました表現上の変更ですけれども、これはもう対象範囲が変わることではやはりありません。文盲という表現が、文字を読めない人ということの意味ではありましたが、それに加えて、これは自書能力あるいはこれに代わるべき点字による記載能力のない全ての者を含む広い概念として解釈をされてきているということでありまして、それに沿った運用も行われておりました。すなわち、これまでも知的障害等によって自書能力のない者に対しては代理投票が認められてきたということでもあります。

そこで、こういう実態を踏まえて用語の明確化を図るということと、文盲という言葉がやはり今は余り使われないうか適切ではないということの指摘もあつたので、用語の整理をさせていただいたということでもあります。

○舟山康江君 私、文盲というのはいかにも差別的な表現ぶりであるということもあって、これを機に表現を変えたというのは大変良かったと思いますけれども、一方で、これは基本は本人投票であるということでありまして、そういう中で、やむを得ない、自分で書くことができない、表現することができないという方々に限って代理投票ができるということでありまして、私は、ここでいわずにその代理投票の範囲をもし広げることになるとすれば、これは、残念ながら、今、現に判断能力の欠如に付け込んだ事件、犯罪というんでしょ、事件も発生をしております。不在者投票所において、特にある施設の方がそういった投票を誘導するような、そういった行為をしているというような事例もありましたけれども、やはりこういったことがないように、基本は本人投票、その代理投票ができるという要件、これが御本人の不便になつてはいけませんけれども、やはりある程度厳密にしていかなければいけないという部分もあると思います。

そういう中で、こういった判断能力の欠如に付け込んだ事件に対する今までの対策、そして今後の対策というものを政府はどのようにお考えなの

か、お聞かせください。  
○政府参考人(米田耕一郎君) お答えいたします。

従来から、判断能力の欠如に付け込んだ不正投票の事実とすることが報告をされております。特に指定施設等の不在者投票に際しましては、例えば、知的障害者施設の施設長が知的障害者に特定候補者の名前を書くよう指示したといったような点、それから知的障害者の雇用者が従業員である知的障害者に特定候補者と政党名を記載した紙片を持たせて投票させたといった点が報告をされております。

不正投票につきましては、公職選挙法上、他人の投票に干渉した者、詐偽投票をした者あるいは投票を偽造した者について、それぞれ禁錮又は罰金の刑に処する等の罰則が設けられているところでごさいます。最終的にはこのような罰則により防止をするという格好になつてはいて、でございますけれども、私どももいたしましては、できるだけ現場で未然に防げるものは防ぐというように、第三者の立会いや選挙管理委員会の職員の派遣などを通じて指定施設等での不在者投票が適正に実施されるよう要請をしております。選挙後におきまして、その選挙期間中に発生した不正事例を紹介するなど、常に注意喚起を行つてきたところでございます。

なお、参考までに申し上げますと、代理投票をできる者につきましては、やはり厳格にするというところと、本人にできるだけの便宜を与えるという両方の要請がございまして、現場で判定が難しいような場合には、これは仮投票をさせるというたような手続も定められているところでございます。

今回の法案によりまして、代理投票制度を見直すとともに、指定施設等の不在者投票におきまして、市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人の設置等の努力義務を不在者投票管理者に課すようにしていただいております。このような点を

活用いたしまして、選挙の一層の公正な実施につながっていくものというふうに期待しております。

○舟山康江君 ありがとうございます。

そういう中、その厳密な対策を取りながら、私、やはり今、不在者投票が可能である指定施設が二万か所ありますけれども、やはりこういった施設ももう少し、もっと増やしていく方向でしっかりと検討していかなければ、幾ら権利が確保できても実際に行使しにくいという状況であれば、これは絵にかいたもちになつてしまふんではないかと思ひますけれども、その御決意を簡単に一言だけお答えいただきますと、私の質問を終わります。○衆議院議員(北側一雄君) 投票機会を保障していくというのは最も大事なことでございます。一方で、選挙の公正、また投票の秘密を確保するという一方の要請もございまして、その調整の問題だと思ひます。その調整をしながら、おっしゃったとおり、投票機会を事実上確保していく手段を拡大していきたいというふうに考えております。

○舟山康江君 ありがとうございます。

○山崎力君 自民党の山崎でございます。最後の質問に回らせていただきますと、と申しますのも、時間調整もちょっと考えていたものですから。私の質問する予定のものはこれまでほとんどどろろしているところがあると思ひました。三つくらい質問させていただきます。

最初の足立先生の話にもあつたんですけども、ほとんどの人が、私たちの年代ですと、いわゆる準禁治産、禁治産の差のところで、禁治産者は投票権ないけど準禁治産者はあるよと、大体そういうものじゃないかというふうな形で今回の後見人制度もシフトしてきていて、そして立法院の決めたことを行政府が何年も行使してきて、問題点は指摘されたけれども、裁判で違憲だと言われれば、これは最高裁まで行ってやらなければ、まあ行政府の判断でその裁判をやめるわけにいか

いねと。まして、ほかの裁判で国家賠償請求も出ているという形になれば、やっぱり司法の最終決定を見なきゃいかぬだろうと、こういうことで行われてきてやむを得ない点があると思うんですが、やっぱり国民にとつて、私にとつても一番違和感なのは、名児耶さんみたいな人が何で投票権ないんだというのが一番の違和感で、それを何とかしたいというのが今回の議員立法の形で出てきたこの法律だと思つて理解しております。

そこで、最高裁の方にお伺いしたいんですが、最初は、当初のうちは禁治産者の方と準禁治産者比べると準禁治産者の方が多かった、倍くらい多かったはずなんです。それがどんどんどんどん禁治産者の方が込んできて、そして最後に、後見に替わつても、現状、成人後見の方が約八割、その下の保佐、補助が足して二割、こういう状況なんです。そのところで、正確にこの今の現行の保佐制度のことについて一般の人にしっかりと説明して認定していただろうかという疑問が生じるんですが、その点、いかに考えてでしょうか。○最高裁判所長官代理者(岡健太郎君) お答え申し上げます。

禁治産宣告、成年後見等の件数の推移はただいま委員御指摘いただいたとおりでございます。昭和三十年、四十年のころは、全体の件数が少ない中ではあります。準禁治産宣告等の新受件数は禁治産宣告等の新受件数を上回るか同程度の水準にございました。その後、禁治産関係の事件が増え、成年後見制度開始の前年である平成十一年には、禁治産宣告等の認容件数が千八百三十四件、準禁治産宣告等の認容件数が二百四十七件となりました。成年後見制度が始まりました平成十二年以降は全体の件数が大幅に増加し、平成二十四年の認容件数は、後見開始が二万五千九百六十九件、保佐開始が三千八百一件、補助開始が千二百二十三件となつており、この間、後見開始は保佐開始のおよそ七倍から十倍程度で推移しております。

保佐等に比して成年後見が多い理由につきましては、御本人の判断能力は医師の診断書や鑑定書

等に基づいて判断されますところ、当事者が診断書を参考に申し立てる申立て件数自体が成年後見の方が非常に多く、家庭裁判所における審理の結果としても、判断能力が成年後見相当の程度にある方が多いからということはある程度はできるかと思いますが、ただ昭和の時期に禁治産と準禁治産の比率がさきに述べたような状況であった理由等については正確に申し上げることは難しいところでございます。

いずれにいたしましても、家庭裁判所としては、今後とも類型ごとの事件数も注視しながら適切に事件を処理してまいりたいと考えております。

○山崎力君 私に言わせれば、適切に処理しなかったから今回のような裁判結果、違憲のことができたというふうに思っております。ああいう名児耶さんみたいな人を、どういう事情が知りませんけれども、昔でいう禁治産者にしてしまったということがこの裁判の背景にあつて、それで考えてみたら、何で違憲を避けて名児耶さんの権利を回復する判決出なかったのかと。先ほど申し上げたとおり、違憲判決すればこれ影響が最高裁まで行かざるを得ないのは分かっているはずなんです。それで思い当たるのが、これを、判断が違っている、だからこれは認めると言え、家裁の人に一番、判断間違えたということになるから、判事というのはそういうことを考えるのかと邪推もしたりするわけでございます。

そういったことで、総務省の方で政府として控訴せざるを得ないという実態があるというところは理解いたします。これは役所とすれば当然、行政府としてはそういう立場を取らざるを得ない。立法府とすれば、もしやるとしたら、我々のあの法律を議決したことが違憲であつたということを認めた上で、まあ反省決議か何かするということもあれば、そうすると遡ってどうなるんだという問題も出てまいります。そういった点からいって、今回のやり方というのはやむを得ないというふうに思っております。

ただ、本堂にこういうふうな後見制度というか、

制度としていいんだろうかと。八割も全部後見人、そうすると、いわゆる保佐とか補助の制度って何のためにあるんだと、そのことが全然見えてこない。これはもう一回、特に運用においてどうなっているのかということの身を、我々としてももう一度この制度を考える際、今後の運用を含めて考える際、やらなければいけないことではないのかなというふうに私自身思っている次第でございます。

特に、これは普通はあり得ないと感じるのかも知れませんが、皆さん方検討された中で出ていけば、質問通告していませんけれどもお伺いしたいんですが、選挙権のみならず被選挙権も行使できるということになるわけですね。そうすると、どういうことが起こるかという、まず最初に、選挙に出たい、それはいいです。立候補するために供託金が必要です。その供託金、百万単位のものであります。その経済行為というのは許されるかどうか。本来の形であれば、これはその程度の大きな金額のものは許されないという形になるでしょうけれども、それは被選挙権に付随したことであり、と言えれば許されると、こういうことにならざるを得ないですね、もしなるとすれば。

それからもう一つ、被選挙権を得たときに、その候補者が違反行為をした、選挙違反行為をした、こういうたとき、彼、彼女、その人を、候補者を選挙違反者として取り扱えるか。本来、無責任である、無責任という責任がないはずで、という問題も出てまいります。

もし、提案者の方でその辺の検討をなされているとしたら、質問通告なくて恐縮なんです、なされているかなと聞いてないかだけちょっと教えていただけますか。

○衆議院議員(北側一雄君) 今委員のおっしゃったようなことについては議論の対象にはなっておりません。

ただ、先生がおっしゃっているとおり、これまでの成年後見制度の利用の仕方については、おっしゃっているとおり、八五%が成年被後見人になつてしまつていて、保佐とか補助というのが活用されていない、これはどうなんだろうかと、こういう議論は当然ございました。そういう意味で、成年後見制度の今後の在り方についてはしっかりと議論をしていきたいと思います。

もう一点だけ、済みません、お話しさせてもらいたいの、我々が一番議論したところは、成年後見制度を利用した人だけが選挙権、被選挙権を失われているんです。成年後見制度を利用されていなくて、高齢の理由で、また様々な障害の理由で判断能力を欠けている方々というのは残念ながらたくさんいらっしゃるわけです。そういう方々との関係では極めて不公平なわけで、この点はいかに言おうが説明が付かないわけなんです。そういう点についても是非御理解をいただきたいと思ひます。

○山崎力君 今おっしゃられたとおり、最後のところはそれとおりでございます。これ何ともしなきやいかぬことは皆さん、我々全部共通の考えであるし、あの東京地裁の原告の姿見たときに、ほつておいていいのかわからないのは当然のことです。

ただ、今回のことで、先ほど極端な例を申し上げましたけれども、これから、いわゆる保護する代わり権利は制限しますよという考え方から、権利をどんどん伸ばしましょう、ただ保護はしますよということになると、先ほどのようなことも起きてくるわけです。世間の一般の人たちから見て、この人たちがどう扱うんだろうと。もっと極端に言えば、選挙に出るくらいの人がこのくらいのことでは当然でしようということを一般の方が思わないかどうか。そういった方をどうやって保護し、どうやって権利を広げていくか、これは新たな問題だろうと思っております。

そういった意味において、法務省の方にお伺いしたいんですが、今回のこの公選法改正を受けて、成年被後見人が経済活動以外の社会活動においてどれだけ健常者と同じことができるのかということとを、改めて保護の在り方、今後の被後見人の保

護の在り方を含めて再検討してみることがあると思うんですが、その辺、どのようにお考えでございますか。

○政府参考人(萩本修君) 今回の公職選挙法改正は、成年後見制度を言わば借用して成年被後見人の選挙権を制限していた点を改め、成年被後見人に選挙権を付与するものと理解しております。成年後見制度そのものの見直しを意図したものでなく、その在り方を何ら変更するものではないという認識でございます。

成年後見制度は、繰り返し御指摘いただいておりますとおり、成年被後見人の財産等の権利を保護する制度として、制度を所管する法務省におきましては、その制度を必要としている方々が適切にこれを利用することができるよう、これまで制度の趣旨、理念の周知に努めてきたところでございます。

委員御指摘のとおり、今回の公職選挙法改正を契機として、かつて成年被後見人の保護という成年後見制度本来の趣旨を損なうような事態、委員御懸念のような事態が生ずることがないよう、今回の公職選挙法改正の趣旨とも併せて、成年後見制度の趣旨や理念の周知に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○山崎力君 最後の質問に、質問というか私の意見で終わらせていただきますが、いわゆる経済活動といいますが、経済行為においてなかなかうまく自分の権利といいますが財産保護の能力に欠けた人たちのために保護して、しっかりと社会生活ができるだけできるような形にしたいというのが本来の禁治産者制度であり今回の成年後見制度である、このゆえんは変わらないと思ひますが、今の法務省の言っているとおり、これは公選法の関係だけなんだと、こう言ってしまうと、これはちょっと、だから被選挙権も得るわけですから、選挙に出るくらいの能力を持っている人というふうには普通の人は思われてもしょうがない部分があるわけですよ。そのことを、本来の保護する立場と社会生活をどうする立場かというのは、も

う一度、この法律が通った後、法務省がああいう立場ですから、是非議員の方で御検証いただきたいと私の方から意見を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○委員長(轟木利治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鈴木寛君が委員を辞任され、その補欠として藤末健三君が選任されました。

○委員長(轟木利治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案について賛成の方の起立をお願いします。

【賛成者起立】

○委員長(轟木利治君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、足立信也君から発言を求められておりますので、これを許します。足立信也君。

○足立信也君 私は、ただいま可決されました成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党、生活の党、日本共産党及びみどりの風の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、成年被後見人の選挙権等が回復されることについて周知徹底を図るとともに、選挙等の公正な実施を確保するための措置が適切に講ぜられるよう、地方公共団体に対する支援を

行うこと。

二、郵便等による不在者投票における対象者の拡大や点字投票の導入等、障がいがあるなどの有権者の政治参加を容易にするための施策について、不正投票の防止策の実効性を検証しつつ検討を行い、必要な措置を講ずること。

三、障がいに関する公職選挙等に係る法令上の用語について、適切に見直しを行い、必要な措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(轟木利治君) ただいま足立信也君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の起立をお願いします。

【賛成者起立】

○委員長(轟木利治君) 全会一致と認めます。よって、足立信也君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、新藤総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。新藤総務大臣。

○国務大臣(新藤義孝君) ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(轟木利治君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(轟木利治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時八分散会

五月二日本委員会に左の案件が付託された。

【参議院】

一、政党助成金の廃止に関する請願(第七九八号)

第七九八号 平成二十五年四月十九日受理  
政党助成金の廃止に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市 鈴木登美子  
外六百四十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

五月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案(案)

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案

(公職選挙法の一部改正)

第一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号を次のように改める。

一 削除

第四十八条第一項中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改め、同条第二項中「聴いて、」の下に「投票所の事務に従事する者のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

第四十八条の二第二項の表第四十六条第一項から第三項までの項中「まで」の下に「及び前条第二項」を加える。

第四十九条に次の一項を加える。

9 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正)

第二条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改め、同条第二項及び第四項中「聴いて、」の下に「投票所の事務に従事する者のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第三条 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第二十二條第一項中「(第四条の規定により投票権を有しない者を除く。)」を削る。

第二十八條の見出し中「表示及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三十五條中「(第四条の規定により投票権を有しない者を除く。次条第一項において同じ。)」を削る。

第四十一條の見出し中「表示及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第五十九條第一項中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改め、同条第二項中「聴いて、」の下に「投票所の事務に従事する者のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

第六十條第二項の表第五十七條第一項の項中「第五十七條第一項」の下に「及び前条第二項」を加える。

第六十一條に次の一項を加える。

9 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実



施の確保に努めなければならない。

附則第二条第二項中「第五条中「市町村長」とあるのは「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号。以下「特別措置法」という。）第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者」と、「その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、第三十六条第一項及び「を」第三十六条第一項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時において北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号。以下「特別措置法」という。）第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」と、同条に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（適用区分）

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法の規定、第二条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の規定及び附則第四条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）後にその期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七

号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第八項中「身体障害又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改める。

第七十四条の四第三項中「身体障害若しくは文盲」を「心身の故障その他の事由」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四項中「身体障害又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第四条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「第十八条」を「次項及び第十八条」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万七千円とする。

第十六条及び第十七条第一項中「及び第十三条の二第二項」を「並びに第十三条の二第二項及び第二項」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第五条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項第一号を次のように改める。

一 削除

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第六条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十条第三項中「身体障害若しくは文盲」を「心身の故障その他の事由」に改め、同条第四項中「身体障害又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について約二億二千百万円の見込みである。

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。  
（予備審査のための付託は五月十七日）

一、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案（衆

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、政党助成金の廃止に関する請願（第九三三三号）（第九三三四号）（第九六六号）

第九三三三号 平成二十五年五月十三日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 札幌市 春日志津子 外千六百二十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第九三四号 平成二十五年五月十三日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 東京都豊島区 土屋郁子 外千六百二十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第九六六号 平成二十五年五月十四日受理

政党助成金の廃止に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市 牧米美 外三十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

平成二十五年六月六日印刷

平成二十五年六月七日発行

参议院事務局

印刷者 国立印刷局

P